

<昨年度からの主な変更点>

- 対象事業者の要件を「常時雇用する労働者を2名以上雇用していること。なお常時雇用する労働者のうち1名は、6か月以上継続して雇用していること」と昨年度から緩和しています。（昨年度は2名とも6か月以上継続雇用が要件）
- 全コースにおいて、**テレワーク制度等（モバイルワーク、サテライトオフィス勤務、在宅勤務、フレックスタイム制、時差勤務のいずれか1つ以上）を整備していること**を事業者の要件とします。なお、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務又は在宅勤務については、東京都が実施する「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度に登録していることを要件とします。（一部コースにあったテレワーク加算は廃止。）
- Aコース②において、**男性育児休業取得率の目標設定を必須**とします。
- 新たに**育児・介護・病気治療等からのジョブリターン制度の整備**を、Aコース①・Bコース②・Cコースに「加算項目」として追加します。

<事業の流れ・申請方法>

1. 事業の流れ ※募集要項・申請様式は「TOKYOはたらくネット」からダウンロードしてください。

事前エントリー

申請可否の 連絡

事前エントリーの結果をメールにてご連絡します。
※予定社数を上回る場合は抽選を行います。

申請

申請書類を郵送により提出してください。

審査

申請書類の確認のほか、必要に応じて現地調査を実施します。

交付決定

決定後、交付決定通知を送付します。
交付決定後に奨励対象事業に着手してください。

事業実施

都が定めた期間内に奨励事業を実施してください。

奨励金支給

事業終了後、指定期日までに実績報告書を提出してください。
実績報告書をもとに額を確定し、奨励金を支給します。

2. 申請方法

申請にあたっては「**TOKYOはたらくネット**」からの事前エントリーが必要です。

予定数を上回る場合は抽選を行います。

(1)事前エントリー受付日時等

	事前エントリー受付日 ※時間は10時～15時	申請書類提出期限	予定社数
第1回	6月6日(月)、6月7日(火)	7月4日(月)	135社
第2回	7月5日(火)、7月6日(水)	8月2日(火)	150社
第3回	7月28日(木)、7月29日(金)	8月30日(火)	150社
第4回	8月25日(木)、8月26日(金)	9月22日(木)	120社
第5回	10月4日(火)、10月5日(水)	11月2日(水)	45社

(2)申請書類提出先

労働相談情報センター

(飯田橋ほか都内5事務所)

※提出先は事前エントリー結果
とともにご連絡します



「育児休業」の愛称を募集中です！
(5/30まで)

応募フォームはこちら

